

2014年6月23日

鳥取県医療問題弁護団共同代表

高橋 真一

「公正な院内事故調査を求めて

～『医療事故調査・支援センター』が果たすべき役割を考える」に参加して

本年6月18日、国会で医療事故調査制度の創設を含む改正医療法が成立し、来年の10月から施行されることになった。表記のテーマで医療事故情報センター総会記念シンポジウムが開かれたのは、同法案が国会で審議されている5月31日であった。

最初に、堀康司弁護士からこれまでの医療事故調査制度を巡る動きや法案の概要の説明等の基調報告が行われた。その中で、2つの論点、「医療機関の管理者は調査を行うべき事例を適切に抽出して報告できるか？」と「事故の当事者となった医療機関が、公正・中立に院内調査を行いうるのか？」の提起が行われた。

この基調報告を受けて、まず、「医療事故被害者の観点から」と題して、お子さんを医療過誤で亡くされている勝村久司氏が講演し、今なお判決でカルテの改ざんが認定される事例が示され院内調査の公正・中立性への疑問が提起された。また、医療側の懸案事項である医療裁判は、公正・中立な医療事故調査を行い医療の質の向上を医療側自らが実施することで無くしていくことができるとの指摘があった。

「モデル事業の観点から」と題し、医療事故調査制度の「医療事故調査・支援センター」を担うことになることが予想される日本医療安全調査機構の木村壮介氏が講演し、遺族・医療機関双方から評価を受けているこれまでの医療事故調査の実績や、全都道府県で医療事故調査制度が実施された場合であっても第三者性を担保し院内で公正な調査分析が行われることを支援するための「協働型」による支援制度の紹介が行われた。

「院内担当者の観点から」と題して、日本一病床数の多い藤田保険衛生大学病院（1505床）で医療安全対策部の部長を3年間経験された杉岡篤氏が講演し、抽出方法の工夫として「術後30日以内の死亡」といった客観的基準を設定しているとの紹介があった。また、技術が高く外部からも評価の高い診療科は医療事故の報告が多いという特徴があり、自浄作用があると評価することができるとの指摘があった。

その後、松山健弁護士から「院内調査の実態に関するアンケート結果」について報告があり、患者側弁護士が院内調査の外部委員になるケースが極めて稀であること、院内調査に対しては消極評価が多数である等の分析結果が示された。

これを受けて、患者側弁護士で院内調査の外部委員の経験を有する五十嵐裕美弁護士及び和田清二弁護士が「患者側代理人の観点から」と題して講演した。その中で、医療事故調査の専門性や中立・公正性を確保するためには、単に専門家と呼ばれている人や単に外部委員が入ったのでは意味がなく、外部だろうが院内だろうが真の意味で専門性を有し高い倫理観を持ち他の委員と率直で建設的な議論が行うことのできる医師の関与が必要であるとの指摘があった。

最後に講演者が参加してのパネルディスカッションが行われた。いかにして医療事故を報告（抽出）させるか、調査の前提となる解剖についていかにして遺族から承諾をもらうのか、いかにして専門性・独立性を有する専門家を確保するかについて活発な議論が行われた。

極めて示唆に富んだ有意義なシンポジウムであった。

今後厚労省内で医療事故調査制度の具体的運用等に関するガイドラインが作成されるが、本シンポジウムの内容を是非とも参考にしてもらい、真の意味で、「発生した医療事故の原因究明及び再発防止を図り、これにより医療の安全と医療の質の向上を図ることを目的」とした医療事故調査制度が実現するガイドラインを作成してもらいたい。

以 上